

龍ヶ崎市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱

令和3年2月4日

告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、危険なブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、当該ブロック塀等の撤去を行う者に対し、予算の範囲内において、龍ヶ崎市危険ブロック塀等撤去補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、倒壊の危険性がある組積造又は補強コンクリートブロック造の塀（以下「危険ブロック塀等」という。）の全部又は一部の撤去及び処分（以下「撤去等」という。）とする。

- (1) 本市の区域内に存するものであること。
- (2) 市内の小学校若しくは中学校の通学路、龍ヶ崎市防災計画に定める避難路若しくは緊急輸送道路に面し、又は近接し、倒壊した場合に当該道路等を通行する者に危険を及ぼすおそれがあると市長が認めるものであること。
- (3) 道路面から最も高い部分の高さが80センチメートルを超えるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、補助対象事業としない。

- (1) 販売を目的とした整地及び解体工事の実施に伴い、当該危険ブロック塀等の撤去を行うとき。
- (2) 当該危険ブロック塀等の撤去により、それに連続するブロック塀等に倒壊の危険を及ぼすとき。

(3) 既に補助金の交付の対象となった危険ブロック塀等と同一の敷地内に存するとき。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象事業に係る危険ブロック塀等の所有者又は共有者
- (2) 補助金の交付の申請を行う日において、市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び下水道使用料を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額又は撤去した危険ブロック塀等の延長に1メートル当たり13,000円を乗じて得た額のいずれか低い額に、3分の2を乗じて得た額とし、当該額が10万円を超える場合は、10万円とする。

2 前項において算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、龍ヶ崎市危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、撤去等を行う年度の2月末までに市長に提出しなければならない。

- (1) 危険ブロック塀等の位置図
- (2) 撤去する予定の危険ブロック塀等の範囲を示した図面
- (3) 危険ブロック塀等の撤去等に要する費用の見積書の写し
- (4) 撤去する前の危険ブロック塀等の写真

- (5) 危険ブロック塀等が所在する土地の登記事項証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 危険ブロック塀等の共有者が前項の規定による申請を行うときは、他の共有者の同意を得なければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の適否を決定し、交付の決定を行ったときは、龍ヶ崎市危険ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第8条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに龍ヶ崎市危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更（軽微なものを除く。）しようとするとき。
- (2) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、龍ヶ崎市危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、龍ヶ崎市危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る契約書又はこれに類するものの写し
- (2) 補助事業に係る領収書の写し

- (3) 補助事業に係る撤去工事の施工後の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、龍ヶ崎市危険ブロック塀等撤去補助金額確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、龍ヶ崎市危険ブロック塀等撤去補助金交付請求書(様式第7号)により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、龍ヶ崎市危険ブロック塀等撤去補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により返還の命令を行うときは、龍ヶ崎市危険ブロック塀等撤去補助金返還命令書(様式第9号)により行うものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。